

保育園における伝染病による休園基準

	病名	潜伏期間	感染しやすい期間	登園のめやす	登園届の有無
1	インフルエンザ	1～2日	症状がある期間 (発症前24時間から発病後3日程度が最も感染力が強い)	発症後5日(発熱日を0日とする)を経過しており、かつ解熱後3日経過し、体調が良好になるまで	有
2	百日咳	7～10日	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療を終了していること	有
3	麻疹(はしか)	8～12日	発熱1日前から発疹出現後4日後まで	解熱した後、3日経過していること	有
4	流行性耳下腺炎 おたふくかぜ	16～18日	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること	有
5	風しん	14～24日	発疹出現の7日前から7日後くらい	発疹が消失していること	有
6	水痘 (みずぼうそう)	14～16日	発疹出現前の2日前からすべての発疹がかさぶたになるまで	すべての発疹がかさぶたになっていること	有
7	咽喉結膜炎 (プール熱・アデノウィルス)	5～7日	発熱、充血等の症状が出現した数日間	主な症状がなくなった後2日経過していること	有
8	結核	2年以内	吐いた痰の検査が陽性の間	医師により感染のおそれがないと認められていること	有
9	腸管出血性大腸菌 感染症	3～4日	便中に菌が排出されている間	医師により感染のおそれがないと認められていること	有
10	流行性角結膜炎 (はやりめ)	2～14日	発症後2週間	医師により感染のおそれがないと認められていること	有
11	急性出血性結膜炎	1～3日	発症後約4日	医師により感染のおそれがないと認められていること	有
12	侵襲性髄膜炎菌感染症	2～10日		医師により感染のおそれがないと認められていること	有
13	溶連菌感染症	2～5日	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過し、体力が改善するまで	有

14	ウイルス性胃腸炎 (ロタウイルス・ノロウイルス)	1～3日	症状のある時期が主なウイルス排出期間	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事ができること	有
15	手足口病	3～6日	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	有
16	突発性発疹	約10日	発熱中	解熱後1日以上経過し、全身状態が良好なこと	有
17	ヘルパンギーナ	3～6日	急性期の数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	有
18	マイコプラズマ肺炎	2～3週間	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まり、全身状態が良好なこと	有
19	細気管支炎 (RSウイルス感染症・ヒトメタニューモウイルス感染症等)	4～6日	呼吸器症状のある間	熱や主な症状がなく、機嫌がよく普段の食事がとれること	有
20	伝染性紅斑(リンゴ病)	4～14日	発疹出現前の一週間	熱や主な症状がなく、機嫌がよく普段の食事がとれること	有
21	ヘルペス性菌内口内炎 (単純ヘルペス感染症)	2日～ 2週間	水泡を形成している間	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができること	有
22	とびひ (伝染性膿痂疹)	2～10日	効果的治療開始後24時間まで	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度であること	有
23	新型コロナウイルス感染症	1～14日	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること	有
24	水いぼ (伝染性軟属腫)	14～50日	不明	掻きこわし、傷から浸出液が出ている時は被覆すること	無
25	アタマジラミ	10～14日	産卵から最初の若虫がふ化するまで	駆除を開始していること	無

※1～23に関しては、登園届が必要です。必ず登園時に提出してください。

24・25に関しては、医師の指示を受けてください。

注1：登園のめやす期間は、発症日、解熱日も当日を0とし、翌日を1日目と起算します。